

平成 23(2011)年度  
一橋大学国際・公共政策大学院  
専門職学位課程  
春季社会人特別選考 第2次試験(小論文)問題  
〔公共法政プログラム〕

受験番号 \_\_\_\_\_

注意事項

- (1) 解答用紙には、氏名を書かないでください。
- (2) 問題用紙及び解答用紙は、試験室から持ち出さないでください。
- (3) 試験用紙には受験番号だけを書き、氏名は書かないでください。
- (4) 受験票は机の上においてください。
- (5) 受験票と筆記用具以外のものは机の上に出さないでください。
- (6) 携帯電話は電源を切り、かばんの中にしまってください。
- (7) 時計等についているアラーム機能、計算機能、翻訳機能、その他時計以外の機能をOFFにしてください。
- (8) 試験中に体調不良または手洗所に行く等の理由で試験室から一時退室しようとする場合は、監督員に申し出てください。
- (9) 不正行為を行った者または監督員の指示に従わなかった者は、失格とします。

## 問 題

日本国憲法には、「地方自治」について規定する第8章が設けられている。「第8章 地方自治」は、第92条から第95条までからなっているが、第92条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」としている。第93条は、第1項において「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」と規定し、第2項において「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」と規定している。

平成22年6月22日「地域主権戦略大綱」が閣議決定された。それによれば、『地域主権改革』とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」である。

「地域主権戦略大綱」の内容には様々なものが含まれており、その中の「第8 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）」では、「(略) 地域主権改革を更に進めるため、地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）について総務省の地方行財政検討会議において検討を進め、成案が得られた事項から順次国会に提出する。」と述べ、「なお、現時点における地方自治法の抜本見直しに関する基本的な考え方は、次のとおりである。」としている。以下の文章は、これに続く「1 地方公共団体の基本構造」の部分である。

「日本国憲法第93条は、議事機関として議会を設置すること、長と議会の議員を住民が直接選挙することを求めている。この規定は、地方公共団体の基本構造として、執行機関として独任制の長、議事機関として合議制の議会を設置し、長と議会の議員をそれぞれ住民が直接選挙する、いわゆる二元代表制を採用していると考えられており、これを受けて、地方自治法では、地方公共団体の種類や規模にかかわらず、長と議会の関係を含め、地方公共団体の基本構造を一律に定めている。

現行制度は長と議会の間には均衡と抑制の取れた関係を保つ仕組みとして機能し、定着してきたが、地域主権改革の理念に照らし、法律で定める基本的な枠組みの中で選択肢を用意し、地域住民が自らの判断と責任によって地方公共団体の基本構造を選択する仕組みについて検討を進める。

地方公共団体の基本構造について、憲法がどのような組織形態を許容しているかについては様々な解釈があり得るが、伝統的な解釈に沿った二元代表制を前提としつつ、地方自治法が一律に定める現行制度とは異なるどのような組織形態があり得るかを検討していく。」

以上を参考にして、いわゆる二元代表制を前提としつつ、以下の(1)及び(2)について、現行の地方自治法の内容にこだわらずに考えたうえで、あなたの考えを合わせて1,200字以内で述べなさい。

- (1) 執行機関としての独任制の長の役割、議事機関としての合議制の議会の役割は、それぞれ、どのようなものであるべきか。
- (2) (1)に関するあなたの考えを前提とした場合、長と議会の関係はどのようなものになると考えられるか。